

秋田市告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第44条第2項の規定により告示する。

令和6年8月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定公金事務取扱者の名称、所在地

名 称	所 在 地
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定年月日

令和6年8月1日